

海老名市 市民活動補償制度

《 手引き 》



～海老名市市民活動補償制度とは～

市内では、地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動など市民の皆さんによる多くの公益的な市民活動が行われています。

海老名市市民活動補償制度は、市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、予期せず発生した事故について補償を行うことを目的としています。

市が市民活動団体等を被保険者として保険会社と保険契約を締結し、保険料を支払っているため、市民の皆さんが事前に申し込むことや保険料の支払いは必要ありません。

1 対象となる活動

(1)対象となる活動

次のすべてにあてはまる活動が、対象となります。

- ①市内に拠点を置く市民活動団体等が行う活動
- ②無報酬（実費弁償分を含む）で行う活動
- ③自由意志のもとに行う継続的・計画的な活動
- ④公益的な活動

(2)対象とならない活動

趣味的な活動や特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利を目的とする活動、職業として行う活動、学校管理下での活動は、本制度の対象となりません。

2 補償の内容

区 分	種 類	補償限度額等
賠償責任事故 市民活動中に、指導者等の過失により、市民活動参加者（注1）又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、当該指導者等が法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。	身体賠償（対人）	1人1億円 1事故3億円
	財物賠償（対物）	1事故500万円
	保管者賠償	1事故300万円
傷害事故 市民活動中に発生した急激、かつ、偶然な外来の事故又は熱中症（熱射病及び日射病をいう。）、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒（以下これらを「熱中症等」という。）により、市民活動の指導者等又は参加者（注1）が死亡し、又は負傷し、若しくは発症した事故をいう。	死亡補償金	500万円 熱中症等は300万円
	後遺障害補償金	500万円 熱中症等は300万円
	入院補償金	3,000円（1日） 事故の日から180日が限度
	通院補償金	2,000円（1日） 事故の日から180日の間の90日が限度
特定疾病事故	死亡弔慰金	50万円

注1 実際に公益的（ボランティア）活動を行う者で、見学者、付き添い者を除きます。

◆特定疾病事故とは

- ア 指導者等又は参加者が、急性心疾患（心筋こうそく、急性心不全等をいう。）又は急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等をいう。）を原因として、市民活動中に死亡した場合又は市民活動中に発症し、かつ、病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に死亡した場合
- イ 指導者等又は参加者が、急性心疾患、急性脳疾患又は熱中症等以外の疾患を、市民活動中に発症し、その後24時間以内に死亡した場合において、当該疾患により死亡したこと及び死亡原因となる疾患名が、医師の診断により明らかにされた場合。ただし、急性アルコール中毒、麻薬中毒その他公序良俗に反する行為により発症したものを除く。

3 対象・対象外の事故例

市民活動補償制度の対象となる事故、対象とならない事故には、次のようなものがあります。ただし、実際に事故が起きたときは、聴き取りを行い、対象の可否を判断します。

(1)対象となる事故例

- ①自治会主催の盆おどりを準備している最中、自治会役員がやぐらを組み立てようとしてケガをした。
➡自治会役員は市民活動を行う者にあたり、傷害事故の対象になります。
ただし、他覚症状（骨折や裂傷などの目に見える形のダメージ）のない頸部症候群（ムチ打ち症）や急性腰椎症（ぎっくり腰）などは対象外です。
- ②環境団体が河川清掃活動を行った際、ボランティア参加者が一緒に清掃活動を行い、ケガをした。
➡清掃活動の参加者は市民活動を行う者にあたり、傷害事故の対象になります。
- ③往復途上に怪我をした。
➡自宅と集合地及び解散地との通常経路の往復途上における事故も市民活動中の事故として対象になります。ただし、寄り道をして帰った場合などは対象になりません。

(2)対象とならない事故例

- ①自治会のお祭りに遊びに来た人が盆踊りをして転んで、ケガをした。
➡単なる参加者、見学者、付き添い者などは対象外です。
- ②手芸の会の活動中に参加者がケガをした。
➡ボランティア要素のない趣味的な活動は対象外です。
- ③謝礼を得ている市民活動の指導者が指導中転んで、ケガをした。
➡実費以上の対価を得ている場合は、対象外です。

4 事故が発生したら

(1)事故が発生



(2)速やかに市民活動推進課に連絡してください。

事故の発生状況を聴き取りします。

※連絡が遅い場合、補償の対象とならないときがあります。



(3)次の書類を市民活動推進課に提出してください。

- ①海老名市市民活動補償制度事故報告書
- ②団体の概要が把握できる書類（規約、会則など）
- ③市民活動の内容が分かる書類（活動計画書、プログラムなど）
- ④市民活動に参加した人の名簿
- ⑤その他、事故報告に必要な書類



(4)事故が本制度の対象となるか調査し、判定結果を通知します。



◆本制度の対象となった場合

(5)治療などが終わったら、次の書類を市民活動推進課に提出してください。

- ①補償金請求書
- ②受診した病院の領収書の写し
- ③その他、治療状況が分かる書類
- ④賠償責任事故の場合、その他必要な書類

(6)市が保険会社に補償金を請求します。

保険会社は、補償金請求者が指定する金融機関の口座に補償金を振り込みます。

活動前にもう一度確認をしてください ～事故は、防止することが大切です～

- (1)活動の計画に無理はありませんか？
- (2)活動する場所に危険な箇所はありませんか？
- (3)指導者の人数は十分ですか？責任や分担が明確ですか？
- (4)参加者の健康状態に問題はありませんか？
- (5)事前に事故防止に対する注意や指導をしていますか？

☆ 問い合わせ ☆

海老名市市役所 市民活動推進課 市民活動推進係

住所 〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1

電話 046-235-4794